

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
二宮町	山西・川句地区(梅沢集落/越地集落/茶屋集落/釜野集落/入川句集落/通川句集落)	令和4年2月9日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34.92ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.95ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	13.41ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.56ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.24ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、認定農業者の拡大意向が少ないことから、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成・確保や後継者による維持が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

山西地区(釜野集落周辺)のうち、吾妻山西部の山麓・平地周辺の農地(※地図A)の利用は、中心経営体である認定農業者1経営体を中心に、農業を主たる目的として交流活動を行うNPO法人が担うほか、認定農業者による維持や後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

川句地区(入川句集落)のうち、中村川以東の平地周辺の農地(※地図B)の利用は、認定農業者による維持や後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

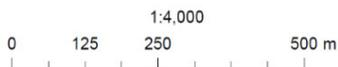
(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	認定農業者A	果樹/野菜/花卉	1.06 ha	果樹/野菜/花卉	1.06 ha	茶屋集落
認農	認定農業者B	野菜	0.18 ha	野菜	0.18 ha	入川句集落(川句地区)
認農	認定農業者C	野菜	0.12 ha	野菜	0.12 ha	入川句集落(川句地区)
認農	認定農業者D	果樹/野菜	0.22 ha	果樹/野菜	0.22 ha	入川句集落(川句地区)
認農	認定農業者E	果樹/野菜	0.24 ha	果樹/野菜	2.48 ha	釜野集落(山西地区)
計	5 経営体		1.81 ha		4.05 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、山西・川句地区全体で254筆、112,827.22㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 山西地区(釜野集落周辺)のうち、吾妻山西部の山麓・平地周辺の農地は、将来の経営農地の集約化を目指し、原則、農地中間管理機構の活用を促進していく。 農地中間管理機構の活用にあたっては、地元の農業委員の仲介による地権者との顔合わせを行う等、農地貸借に係る不安の払しょくに努めるとともに、集積後、農地が適正管理されなかった場合には指導やサポートによる支援を図る。 また、定年前の兼業農業者を対象にした講演会の開催等、後継者の営農維持を図る。</p>
<p>基盤整備への取組方針 山西地区(釜野集落周辺)のうち、吾妻山西部の山麓周辺については、就農に意欲的な方が活動できる体験の場としての活用等を勘案しつつ、町が管理するふれあい農園やNPO法人の管理農園の利便性の向上を図るため、駐車場整備等の基盤整備に取り組むことを検討する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 町有害鳥獣対策協議会との連携により、町内農地における有害鳥獣の農業被害を軽減するため、必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うとともに、「二宮町イノシシ被害対策方針」に基づく取り組みの推進により、市街地及び農地等へのイノシシの定着を防止し、もって農作物被害の拡大及び人身被害の発生防止に取り組む。</p>

農地地図図面 山西・川勾地区



- 後継者の有無
- 農地(回答なし)
 - 後継者がいる農地
 - 後継者がいない農地